**一般社団法人イーストとくしま観光推進機構**

**ＷＥＢプロモーション業務**

**仕様書**

**１　業務名**

　　一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下，「機構」という。）ＷＥＢプロモーション業務

**２　目的**

　　徳島県東部圏域１５市町村の観光・イベント情報・宿泊・体験プラン等を紹介する機構の観光サイトの，閲覧数や話題性の向上を目的として，機構Facebookページ等のＳＮＳを用い，国内（主に県外）・国外に向けに，心惹かれて訪れたくなるような写真や動画等を活用し，徳島県東部圏域の恵まれた観光資源のうち,“食”・“歴史・文化・伝統”・“アクティビティ・異文化体験”の３テーマにおいて, 地域の多様な関係者と協働し，観光地域づくりを推進する協議会のワーキンググループ（以下,ＷＧという。）と連携した記事を毎月テーマ別に３回計９回以上ＳＮＳで発信するとともに，機構の観光サイトに動画及び静止画をテーマ別に毎月１回計３回以上を掲載する。また，掲載された情報を使用し，四季を通じた徳島県東部圏域の魅力をテーマ別にまとめて発信するＷＥＢプロモーション業務を実施する事業者を募集する。

**３　委託料上限額**

５，６００千円（消費税及び地方消費税を含む）

　　※業務実施に必要な調査費・通信費・交通費等の諸経費を含む。

　　※消費税及び地方消費税は，委託料に１１０分の１０を乗じて得た額である。

**４　委託期間**

　　業務締結の日から令和２年３月２３日（月）まで

**５　業務の内容**

（１）令和元年６月から実施予定であるＷＧに出席し，各テーマ別に選定されたＳＮＳで配信するコンテンツに係る素材及び情報を収集し発信を行う。

（２）配信するコンテンツの対象期間は令和元年７月～令和２年３月（９ヵ月）とし，実施

事項は下記内容とし,制作については下記の本数以上とする。

1. 機構Facebook掲載記事の制作・掲載及び発信

＜実施回数＞

㋐ 食：３回以上／月,㋑ 歴史・文化・伝統：３回以上／月,㋒ アクティビティ・異文化体験：３回以上／月。それぞれ計２７回以上

＜実施事項＞

1. ＷＧへの参加（選定会議,配信結果等報告併せて６回程度。）
2. ＷＧで選定された発信コンテンツの確認及び発信ターゲットの確認
3. ＷＧで選定された発信コンテンツに必要な素材・コンテンツの収集
4. 上記素材を使用し機構Facebookで１件あたり500円以上の有料記事配信
5. 発信コンテンツの反響状況のまとめ
6. イーストとくしま誘客ラボワーキンググループにて上記反響状況の発表

＜留意事項＞

1. 選定されたコンテンツの作成にあたりＷＧでの意図をしっかりと理解したうえで行うこと
2. 選定されたコンテンツの素材の収集にあたっては著作権や使用権などを確認の上掲載及び使用の了解を得ること
3. 発信ターゲットについては可能な限り具体的な人物モデルを確認しそれに基づき配信ターゲットを選定すること
4. 反響状況については必要事項を網羅したフォーマット化やランキングなどの工夫を凝らしＷＧ参加者に分かり易い形でまとめること
5. 機構の観光サイト掲載記事の制作及び掲載・プロモーション

Ａ．各テーマ別定期的発信記事

＜実施回数＞

㋐ 食：１回以上／月, ㋑ 歴史・文化・伝統：１回以上／月,㋒ アクティビティ・異文化体験：１回以上／月。それぞれ計９回以上

＜実施事項＞

1. ＷＧで選定されたコンテンツ及び受託者が提案し合意を得たコンテンツについて取材・制作を行い機構の観光サイトに掲載する。
2. 機構観光サイトのＣＭＳを使用した記事，写真，動画等のデータ入力業務
3. 本業務に付随する必要な写真データ，バナー等の制作。（例：記事ページに誘導するバナー）
4. サイト閲覧数や話題性を獲得する為のＷＥＢプロモーション業務（例：ＷＥＢニュース配信会社，旅行ＷＥＢマガジンなどへのＰＲ業務）

＜留意事項＞

1. 選定されたコンテンツの作成にあたりＷＧでの意図をしっかりと理解したうえで行うこと
2. コンテンツ選定にあたっては年間イメージ動画の素材を意識しておこなうこと
3. 機構サイトの３１年度目標５２５，０００ＰＶに寄与すること。
4. 別項６．取材，撮影に関わる留意事項を十分に順守し遂行すること

Ｂ．各テーマ別年間まとめ記事

＜実施回数＞

㋐ 食, ㋑ 歴史・文化・伝統, ㋒ アクティビティ・異文化体験。

それぞれ計１回以上

＜実施事項＞

1. 各テーマで配信を実施したコンテンツをＷＧでの意見等を反映し分り易い形態で制作し機構の観光サイトに掲載する。
2. 本業務に付随する必要な写真データ，バナー等の制作。（例：記事ページに誘導するバナー）
3. サイト閲覧数や話題性を獲得する為のＷＥＢプロモーション業務（例：ＷＥＢニュース配信会社，旅行ＷＥＢマガジンなどへのＰＲ業務）

＜留意事項＞

1. 年間イメージ動画と連携させるなど紹介されたコンテンツに興味を抱くように工夫すること。
2. 別項６．取材，撮影に関わる留意事項を十分に順守し遂行すること。

Ｃ．各テーマ別年間イメージ動画

＜実施回数＞

㋐ 食, ㋑ 歴史・文化・伝統, ㋒ アクティビティ・異文化体験。

それぞれ計１回以上

＜実施事項＞

1. 別項Ａで取材したコンテンツを基にテーマ別にイメージ動画を制作し機構の観光サイト及びYouTubeチャンネルに掲載する。
2. 本業務に付随する必要な写真データ，バナー等の制作。（例：記事ページに誘導するバナー）
3. サイト閲覧数や話題性を獲得する為のＷＥＢプロモーション業務（例：ＷＥＢニュース配信会社，旅行ＷＥＢマガジンなどへのＰＲ業務）

＜留意事項＞

1. テーマ別のまとめ記事への誘引を意識し,掲載コンテンツに興味を抱くように工

夫すること。

b.別項６．取材，撮影に関わる留意事項を十分に順守し遂行すること。

（３）その他必要な業務

**６　取材，撮影に関わる留意事項**

（１）取材テーマ，取材先は事前に機構と協議，調整のうえ決定する。

（２）取材先との交渉等は原則受託者が行う。（取材先によっては機構が行う場合もある）

（３）機構観光サイト及びＳＮＳ等に掲載することについて取材先に了承を得ること。

（４）写真はインスタ映えを意識するなど，視覚的に興味や話題を喚起するような素材を盛り込むこと。

（５）機構観光サイトの宣伝使用及び掲載された写真及び動画についてはＷＥＢ上の拡散を前提として著作権・肖像権などをクリアすること。

**７ 成果品**

1. 機構の観光サイトに掲載されたコンテンツは，掲載後１０日以内に電子データで次の業務成果品を提出すること。

　　①　掲載記事データ（文章データ，Ｗｏｒｄ形式）

　　②　掲載写真・イラストデータ（ＪＰＥＧ形式またはＰＮＧ形式）

　　③　掲載動画データ（機構で確認できる適切なメディア，データ形式）

　　④　その他，本業務に付随する必要な写真データ，バナー等のデータ。

⑤　その他，機構と受託者との協議の上，委託期間内に本業務で生じた資料のうち機構

が指示する資料一式

（２）サイト閲覧数や話題性を獲得する為のＷＥＢプロモーション業務（例：ＷＥＢニュー

ス配信会社，旅行ＷＥＢマガジンなどへのＰＲ業務）で実施した内容，結果を示す報告書（例：配信先数，配信先リスト，効果測定データなど）。

**８　事業実績報告書の提出**

令和２年３月２３日（月）までに，次の報告書を提出すること。

①　事業実績報告書　１部

②　その他関係資料及び電子データ　１式

**９ 委託料の支払い**

　　委託料の支払いは，委託事業終了後に提出される事業実績報告書に基づき，機構が検査を行い，契約書に定められた内容に適合していると認められるときは，清算払いをするものとする。

**10 事業の変更・中止**

（１）事業内容については，委託先決定後，機構と実施団体が協議を行い，内容，仕様及び委託料の詳細を決定する。その際，提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。

（２）契約書，仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は，機構

と実施団体が協議の上，決定することとする。

**11　一般的留意事項**

（１）受託者は，業務の遂行について随時報告を行うこと。

（２）受託者は，業務期間はもとより期間終了後も，当該業務で知り得た機密，個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

**12　その他事項**

（１）今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第 ２７ 条・第 ２８ 条に規定する権利を含む），所有権等，その他の一切の権利は機構に帰属するものとする。ただし，受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識，技術に関する権利等（以下，「権利留保分」という。）については，受託者に留保するものとし，この場合，機構は，権利留保分についての当該権利を，使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。

（２）成果物は，発注者が自由に二次使用（加工，ホームページへの掲載等）できるものとする。

（３）受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については，受託者が負うものとする。

（４）受託者は本事業公募に係るすべての書類，またその内容について，機構の許可なく譲渡，公開をしてはならない。

（５）特定された受託者は，本件業務を第三者に委託し，または請け負わせることはできない。ただし，あらかじめ機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

（６）本業務仕様書に定めのない事項については，機構と協議するものとする。

以上